

神戸地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1. 日時

平成22年3月9日（火）午後2時30分から午後5時まで

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

3. 出席者

（委員）

清原桂子，杉村和朗，杉山力子，大同章成，田中昌利，中井隆司，中内仁，中村恒夫，東尾龍一，前田順司，森川憲二（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

森岡孝介，西村徹也

（庶務）

油谷和夫，笹倉芳徳，吉田泰造，山田和弘，藤井祥裕，太田幸枝，石川雅也

4. 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

4.1. 委員の交替について（新任委員の紹介）

中井隆司委員（平成21年7月17日付け），杉村和朗委員，杉山力子委員，中村恒夫委員，森川憲二委員（以上，平成21年8月1日付け），安井宏委員（平成22年2月10日付け）及び清原桂子委員（平成22年2月24日付け）の紹介があった。

4.2. 委員長代理の指名

中西均委員長代理が退任したため，委員長代理として田中昌利委員が指名された（地方裁判所委員会規則第6条第3項）。

4.3. 第17回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点について

前回の委員会において，各委員からいただいた意見に基づいて改善した点等を報告した。

4.4. 裁判員裁判の実施状況等の報告（森岡孝介裁判官，西村徹也裁判員調整官）

4.4.1 意見交換

(1) 第17回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点の報告について

- 調停制度普及のための広報活動については，兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センターと情報交換をしながら取り組んでいくことができれば更に良いと考える。また，自治会や生協等についてもパンフレットを配るだけでなく，必要があれば出向いて直接話をしていただけるといことや，こんな取組をしているというような情報を，県の様々なルートを通じて知らせていけば，今後もいろいろな形で，県との連携が取れるのではないかと。
- 先ほど，専門委員に関する医師会や歯科医師会の話があったが，医療に関する調停もうまく使っていけば非常に良いのではないかと。

(2) 裁判員裁判の実施状況等の報告等について

- ◎ 先ほどの裁判員裁判の実施状況等に関する報告等及び昨年5月21日の裁判員制度の施行以降，新聞やテレビにおいて，大々的に報道された内容について，疑問に思われる点，御感想及び御意見等をお伺いしたい。

また，同制度は，現段階では国民の理解を得ることができ，非常に協力的な状況であるところ，今後，否認事件等，難しい事件が数多く審理されるようになった場合にも，引き続いて国民の理解を得ていくための方策についての御意見をお伺いしたい。

- 報告のあった裁判員からの審理等に対する意見については，積極的，肯定的な意見と，併せて一部不服の意見があるということだが，全体的な比率は把握されているか。
- 比率のデータまでは取っていないが，私の感じでは，評議や審理が分かりやすかったという意見が多かったように思う。
- 本庁及び姫路支部の裁判員裁判の裁判員及び補充員のアンケートすべてに目を通しているが，私の感じとしては，自分にとって良かったという積極的な意見が，

七、八割程度で、1割程度の方が不満の意見を持たれているように思われた。

- 裁判員等経験者の方々のアンケート結果によると、分かりやすさについては、弁護人の活動が裁判所や検察庁に比べると、現時点では低く評価されているようにも思われる。弁護士の場合には、国選弁護人を受け取るリストを作成し、その中に裁判員裁判対象事件があれば、これを担当するというシステムを取っているところ、同事件は新しい取組方や対応の仕方が多く、難しい側面を持っているため、従来の形ではとても対応できない。したがって、ある程度経験の豊富な弁護士を含んだ複数選任という形で対応することとしている。また、機会を見て研修も行っており、あくまでも私の感想であるが、これから弁護士会も弁護士トータルとして経験を積み、個々の事件に対する分かりやすさを強調し、そうなることで、裁判員等の評価も上げていただけるものと期待している。
- アメリカの陪審員制度の報道を見ていると、陪審員をリジェクション（拒否）しているようであるが、日本の場合は、辞退以外に、弁護人が裁判員をリジェクションすることはできるのか。
- 日本の場合は、あくまでも公平な裁判体を作るという目的のため、不公平な裁判をするおそれのある方を入れないというものであり、当事者の利害がどうなるというような理由によるものではなく、その点で外国とは違っている。
- 理由を示さない不選任の請求について、アメリカは、戦力的に行使しているようであるが、日本においては、有利、不利を考えて行使するものではないというコンセンサスができています。
- 裁判員は、最終的に、くじで確定することから、弁護人を経験された方からの不満も聞いていない。
- ◎ そもそもの制度設計として、アメリカでは、陪審員候補者の思想傾向等を調査する会社ができているほどで、調査の結果、自分に有利な陪審員を戦略的に選ぶというシステムになっている。これに対し、日本は、そういった制度設計は採らず、客観的な立場で公平な裁判ができるかを判断しており、自分にとって有利

か不利かというようなことで選択するということは本来できないことになっている。したがって、選任手続の時間についても、なるべく国民の負担を少なくするため、集団質問方式を採っているところでもある。

- 初めの頃と違い、報道でも徐々に大きな扱いにしなくなっているところ、これからは国民の参加に向けた啓蒙が難しくなってくると思われるが、裁判員候補者の出席率についても、初めの頃と変化がなく、同じくらいの水準できているのか。つまり、関心が低くなってくると、面倒だから行きたくないという人が増えるのではないかとの懸念もあるが、そういったことはないのか。また、仮にそういったことがあった場合に、今一度PRしていくというような手立てを考えているのかについてお聞きしたい。
- 事件ごとに多少の変動はあるにせよ、減少傾向にはなっておらず、高い出席率を維持している状況にある。
- 神戸地裁管内では、既に10件の裁判が実施されたが、出席率にほとんど変わりはないため、国民の関心が薄れてきているということもないように思われる。
- 今後、難しい事件が増えた場合に、あまり裁判員の生活に影響を与えないよう、裁判が短期間に集中して行われる一方で、難しい事件の場合には、せかされているような気持ちがするという意見もあり、もう少し日を置いても良いのではないかということもあると思う。この点については、裁判所においても、運営方法を議論しておられるということがあるのか。
- せかされている感じがするから、ゆったりと取れば良いという面、あるいは、難しい事件ほど、裁判員は疲労し、疲労すれば良い評議や判決ができず、被告人にとってもそういった形での判決は良くないという面等があるかもしれない。裁判員を長期間拘束することについてのメリット、デメリットについては、両者の調和というか、拘束時間をできるだけ短くしつつ、いろいろな方法を試みるなどして、模索をしているところである。
- 神戸信用金庫の取引先のうち、約500社にアンケートを実施した結果、可能

であれば参加したいという好意的な意見が多く、裁判員候補者の出席率の高さについて実際の出席率もこれにほぼ近くなっていることは、裁判員裁判への意識の高さであるとも考えられる。

- ◎ アメリカや韓国の出席率に比べて、日本の出席率は非常に高く、また、下がってもない。
- 残忍な事件もあるが、その点は裁判員候補者に知らされているのか。また、残忍なシーンを見せられた後の裁判員の精神的な苦痛に対するアフターケアは用意されているのか。そうでなければ、残忍な事件には参加したくないということもあるのではないか。
- 選任前は、裁判員候補者に対して、事案の概要程度の説明をする。
- ◎ 裁判員候補者には、裁判員に選任されない方が多いこともあり、選任手続の段階で事件の内容について詳しくお知らせすることはない。
- 裁判員においては、有罪か無罪か、仮に有罪の場合には、どのような刑罰とするのが最終的に問われる命題であり、その前提として、犯人がどんな行為を行い、どんな被害結果が発生したのかを認定していただくことになる。

その認定の際にはいろいろな要素を判断しなければならない。被害者が犯人からどのような被害を受けたかという実体的な真実を知ることが適正な事実認定には必要であると考えられるので、場合によっては、敢えて残忍な場面であっても裁判員に判断していただく可能性もある。ただ、それがどのような場合かについては、いたずらに残忍なシーンを見せることが目的ではないし、事件も千差万別なので、難しい問題であると思う。

- 公判前整理手続において、事件の争いはどこにあるのか、あるいは、どういった証拠を調べればいいのかということを決めるが、場合によっては、残忍な写真を証拠として調べる必要があるかについて、裁判官への提示命令という形で提出させ、裁判官が必要性の判断をし、仮に必要な場合についてもインパクトの少ない方法で証拠として提出してもらうよう配慮している。

◎ 裁判所としても、裁判員が見るものは最小限のものとするなどの配慮をし、また、検察官もあらかじめ内容を告げてから見てもらうということも考えておられるようである。

なお、裁判員が、裁判が終わった後になって、精神的な負担を感じたときには、最高裁において、電話による相談のシステムを作っており、精神科の医師を紹介することも行っている。

○ 裁判員裁判は、短期間で審理されるところ、その間に写真を見ると大きく印象に残る。裁判員制度は、裁判員の理性で成り立つ制度であるが、刺激的な写真等を見た場合には、一時的な感情や動揺を持って、すぐに判決をすることになるため、証拠の扱いにも、できる限り注意すべきであると考えます。

○ 県民の方々と話をする場合によくお聞きするのは、殺人等の重大事件をどうして素人が行うのか、むしろ玄人が行った方が良いのではないのかという点であるところ、そういう意見に対しては、なぜ、重大事件であるのかという考え方を広く共有していく必要がある。

・ 辞退が認められないことでのトラブルはあるのか。

・ 「呼び出さない措置」について、「呼び出す」、「呼び出さない」、「措置」という表現は、サプライサイド（供給側の視点）なのではないかという印象がある。

・ 一時保育は、具体的にどのような形で行われるのか。

・ 裁判員等の記者会見は、記者クラブが主催し、裁判所が場所を提供するということだが、裁判員等の発言に対し、裁判所の担当者が指摘する基準のようなものはあるのか。

・ 記者クラブ主催の記者会見の後、裁判所が場所を提供するのがここまでの、ここからは個別取材でということについて、個別取材に出てもよいかどうかの説明はどのように行っているのか。

・ 目を覆うような写真については、その時は受け止めたつもりになっても、3年先、5年先にフラッシュバックが起こって、心のケアを要する場合もあるため、

相当な配慮が必要になると思われる。

・性犯罪には、その事実が周りに知られることにより、二重の被害を受ける可能性がある。関係者であるのかは自己申告制であれば、後になって知っている人だったということもあるだろうし、また、意図的に申告しないというのもゼロではないため、慎重な配慮が必要である。

◎・「呼出し」や「出頭」といった言葉については、法律に規定があること、不出頭については、過料の措置があること等から、使わざるを得ないが、多くの方々はその点についての御意見をお持ちであることについては承知している。

・個別取材については、裁判所内で行われる会見が終わってから、裁判員等の負担にならないよう、裁判所の担当者立会の下、記者が勧誘している。また、あらかじめ裁判員等に対し、個別取材については、応じても応じなくてもよい旨を伝えている。

・心のケアについては、3年先、5年先の場合でも対応できる。

・刑法犯は、多数あるが、そのうち重大事件というのは、3パーセント程度しかなく、逆にその他の事件を対象にすると国民にとっては大きな負担となってしまう。したがって、裁判員裁判としては、重大事件について行うとした方が、国民の負担は少ない。また、国民の関心がより高いのは、報道機関にも取り上げられているような重大事件なのではないかとも思われる。

● 辞退が認められないことでのトラブルについて、申出をしているのに、なぜ認められないのかという連絡は、今のところ一本も受けていない。

● 性犯罪の二次被害防止については、当日質問票に犯罪場所や勤務地のある場所等に繰り返し行ったことがないかについて候補者に記載してもらうなどの方法により工夫している。

● 一時保育については、神戸市や裁判所にお問い合わせいただければ、受入可能な保育所を御案内することになる。

なお、神戸市においては、一時保育の利用前に、事前面談を行っている。

- ◎ 一時保育の件については、市町に協力依頼をしているところであるが、姫路市には、利用前の事前面談は免除する旨の配慮をいただいている。
- 記者会見に職員が立ち会う理由は、裁判員等の保護のためであり、守秘義務違反のおそれのある場合等に、裁判所の担当者が指摘する。また、おそれがあるのかが不明なものについては、記者会見の終了後に記者に指摘している。
- 裁判所が準備を十分に行うとともに、運営も丁寧であるため、良い結果が出ているのだと思う。裁判員に選ばれたときと裁判が終わった後の裁判員の変化については驚いているが、裁判員へのアンケートは、今後のためにどのように活用しているのか。
- ◎ 裁判員制度は、施行の3年後に見直しがされることになっており、それまでに、最高裁に設けられている有識者懇談会でアンケートが集約され検討されることになっている。
- 神戸管内でも、否認や死刑事案があった場合に、報道の立場から裁判員裁判を見つめて、この制度を成長させるための役割を考えたい。

4.5. 次回の議題

委員長 追って各委員の御意見をお聞きした上、決定する。

4.6. 次回期日

委員長 追って調整する。